

届 出 事 項	加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
岩屋	下北郡東通村大字岩屋字往来一四六番地一 下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇番地一 下北郡東通村大字岩屋字往来一四九番地一	相馬 藤次郎 角本 正 相馬 健三	平成十四年十月二十一日から十一月四日まで	岩屋漁業協同組合

青森県告示第五百一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年十月十一日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接し、三〇の二、三〇の三、三三の一、四〇の一、四三の一、四六の一、四八、五〇の一、六〇の一、六三の一及び六五の一の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡今別町大字大泊字大村元地先に設置された一本木漁港（大泊地区）北防波堤灯台（北緯四一度二分三八秒、東経一四〇度三分二八秒）から一四六度三九分一六四・八九メートルの地点

- の地点 から三四四度二分四一・一〇メートルの地点
- の地点 から二六度五四分五九・五〇メートルの地点
- の地点 から一七度〇三分六一・六〇メートルの地点
- の地点 から一九度四七分二二・五九メートルの地点
- の地点 から二二度二七分二七・一六メートルの地点
- の地点 から二二六度三六分一八・二四メートルの地点
- の地点 から二三七度一七分一六・六九メートルの地点

3 面積

三、九一八・五八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接し、三〇の二、三〇の三、三三の一、四〇の一、四三の一、四六の一、四八、五〇の一、六〇の一、六三の一、六五の一、六五の三及び六六の一の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からイの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡今別町大字大泊字大村元地先に設置された一本木漁港（大泊地区）北防波堤灯台（北緯四一度二分三八秒、東経一四〇度三分二八秒）から一五〇度二分一六四・一一メートルの地点

- イの地点 から三四四度二分四七・〇三メートルの地点
- ウの地点 から二六度五四分六三・五〇メートルの地点
- エの地点 から一六度五八分四・九八メートルの地点
- オの地点 から一三度一三分五・〇五メートルの地点
- カの地点 から一七度〇三分六一・六〇メートルの地点
- キの地点 から一九度四七分二二・五九メートルの地点
- クの地点 から二二度二七分二七・一六メートルの地点

- ⑦の地点から二二六度三六分一八・二四メートルの地点
- ⑧の地点から二三七度一七分一六・六九メートルの地点
- ⑨の地点から二四三度一三分一一・六九メートルの地点
- 3 面積
- 四、九七三・三三二平方メートル
- 四 埋立地の用途
- 漁港施設用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社エムテック
 - 二 代表者の氏名 野沢 浩司
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市売市二丁目七の二二
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七〇九一号
 - 五 取消年月日 平成十四年十月九日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 土木工事業に係る一般建設業の許可
 取消しの原因となった事実
 平成十四年十月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十月二十一日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	佐々木武志	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一五	平成十四・九・二五

八戸県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、八戸県土整備事務所及び五戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十一日

八戸県土整備事務所長 鈴 木 英 生

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三戸郡五戸町字古堂後九の七	二五・三六メートル	六・〇〇メートル	平成十四・一〇・八

青 森 県	青森市長島二丁目一番一 号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭